

## 平成 30 年度岸和田市シティセールス推進業務委託仕様書

### 1. 委託業務名

平成 30 年度岸和田市シティセールス推進業務

### 2. 業務の目的など

岸和田市シティセールスプランは、本市の魅力を市の内外に広く P R することなどにより都市イメージを向上させ、定住人口の増加及びそれにつながる交流・体験人口の増加を目指すものである。本業務は、このプランに基づき実施するものであるが、受託者は、本市の都市イメージを向上させるために、市民等の力を活用した取り組みを実施することとする。

本業務のメインターゲット層は、シティセールスプランに記載のとおり、子育て世帯や将来的に子育て世帯となる若年層や子どもとする。また、メインターゲットエリアについては、本市への転入可能性が高いと思われる大阪通勤圏（※）とする。

※大阪通勤圏とは

統計データから見た岸和田市の人口 (<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/5/population.html>) の序章・用語の解説（8 ページ目）に記載の「大阪通勤圏内 85 自治体一覧」を参照。

### 3. 委託期間

契約締結日～平成 31 年 3 月 31 日

### 4. 委託業務内容

受託者は、次の①～③の視点を念頭に置き、本受託業務（企画・提案、実施、報告を含む）を実施することとする。

業務内容については、各事業者の自由な発想に基づき提案することとする。

- ① 市民や、市に興味がある人と一緒に、情報発信やイメージアップを図る取り組みであること。
- ② 本市の魅力の一つである、「海と山。豊かな自然」（岸和田市シティセールスプラン P. 9 に記載）の発信を強化すること。
- ③ 岸和田市シティセールスプランとの整合を図ること（本業務実施の基本的な考え方、市の課題、メインターゲットなど）。

この他、市のシティセールス推進に向けて、広報・広告・その他 P R 戦略等の専門的な視点からの支援策等がある場合は、併せて提案すること。

### 5. 納入成果品

- ① 上記業務で制作したグッズや使用したデータなど（制作物などがある場合のみ。データは CD-R など納品。）
- ② 上記業務の実施報告書

## 6. 成果品納入場所

岸和田市市長公室広報広聴課（岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所新館2階）

## 7. その他留意事項

### (1) 業務遂行にかかる体制

本業務を所定の期間内に履行するため、受託者は、専属の担当者を置くこととする。担当者は市と密に協議を行いながら、本業務を進めていくこととする。

### (2) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること、資料やデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

また、本業務の結果データ等の使用・保存・処分等にあたっては、秘密の保持に十分配慮するとともに、本市の指示に従うこと。受託者は、本市から廃棄の指示を受けた時は、速やかにデータを破棄し、その処理経過は書面をもって、本市へ報告すること。

### (3) 個人情報の取り扱い

受託者は、本業務に関連した個人情報の取り扱いは、関係法令及び「岸和田市個人情報保護条例」、「岸和田市情報セキュリティポリシー」を順守すること。

### (4) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内や本業務に関して立入が必要となる本市以外の施設内では、身分証明書を携行すること。また、本市施設内において、不要な場所へ無断で立ち入らないこと。

### (5) 成果品に係る留意事項

本業務成果品については、意味不明、不完全または曖昧な表現の記述をしないよう留意し、特殊な用語などについては、適宜解説や注釈を付記すること。

また、成果品の納入後、本市において実施する成果品検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なるまたは不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該箇所での修正や追加を行うこと。

本市は本業務の報告書等の成果品の一部または全部を、市が発行する出版物や市のホームページ等に掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に置いて成果品を作成すること。

### (6) 著作権等

受託者は、本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条に規定された権利を含む）を、成果品の納入、検査合格後、ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また、受託者は、委託業務の遂行にあたり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシーまたは肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

### (7) 疑義の解消等

業務の実施にあたり必要な事項のうち、本書で明記のない点や疑義が生じる場合、これに係る変更を行う場合は、速やかに本市と協議を行うこと。

8. 問い合わせ先

岸和田市市長公室広報広聴課シティセールス推進担当（担当者：貝口・和田）

所在地：〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号

電話：072-423-9653

FAX：072-423-6409

メール：kouhou@city.kishiwada.osaka.jp